

令和2年2月1日

首都圏青年ユニオン連合会
執行委員長 [REDACTED]
組合員 [REDACTED]

スターツアメニティー株式会社
総務人事部 部長 五味 武史
TEL: 043 (274) 1001



団体交渉申入れに対する回答書

前略 貴連合会からの令和2年1月19日付「[REDACTED]氏の同労組合加入通知 兼 団体交渉申入書」(以下「本件申入書」といいます)に対し、以下のとおり回答させていただきます。

本件申入書では、平成30年10月22日の[REDACTED]氏の受傷(以下「本件事故」といいます)に関し、弊社に損害賠償義務があるのご主張がありました。

しかしながら、概要以下の理由によりご請求に応じることはできません。

まず、弊社と[REDACTED]氏との間に雇用関係はありません。弊社との関係での[REDACTED]氏の労働者性については争います。労災申請に協力したのは、[REDACTED]氏が保険料未払いにより労災保険が使えなかったという事情があったためです。

また、本件事故は、火気厳禁の揮発性有機溶剤を使用中に火気を用いたというものであり、[REDACTED]氏の過失が大なるものであり、弊社に損害賠償義務はないと考えております。

もっとも、貴連合会からの団体交渉の申入れがありましたので、弊社としてはお会いしてお話をお伺いさせていただきます。団体交渉の面談日程・場所のご相談をする必要があるため、私までご連絡いただけますでしょうか。

なお、貴連合会からは団体交渉をメールで行いたい旨の申し出がありましたが、メールではお話の相手がわからないこと、団体交渉は直接お会いして行うものであると考えることから、メールで団体交渉を行うことについてはお断りさせていただきます。

草々